玉川上水整備活用計画策定についての提言(抜すい)

平成21年3月26日

玉川上水整備活用計画策定に関する委員会

目 次

I	整備》	活用計画の策定に向けて	
	1 整 2 整	保備活用計画策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
П	適切	な保存整備のために	
第	1 <i>1</i> k	、路・法面の保全について	
71-		:路・法面の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
		:路・法面の保全の考え方と具体的施策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
	(1)	保存整備の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2)	保存整備の進め方(優先順位)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(3)	保存整備の施策(整備水準)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	1		6
	2		7
	3) 雨水流入対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第	2 名	勝「小金井(サクラ)」の並木の保存について	
		: :木の現況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
	2 並	:木保存の考え方と具体的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(1)	保存の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		保存の進め方(優先順位)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		保存の施策(整備水準)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(4)	モデル区間の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
Ш	有効	な活用整備のために	
	1 活	· 用整備の考え方·····	13
		·用整備の進め方······	14
		用整備の具体的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(1)	現地の施設等の改善(ハード面)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	1		15
	2		15
	3	· · · · · · · · · · · · · · ·	16
	4		19
	(5) (6)		19 20
	0	, 取來始仍元美····································	20
	(2)	PR活動の強化 (ソフト面) ····································	21
	1		21
	2) 便益施設の案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(3)	環境に配慮した整備活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(1)		23

I 整備活用計画の策定に向けて

1 整備活用計画策定の考え方

東京都水道局では、平成15年8月に玉川上水が国の史跡に指定されたことを踏まえ、 平成19年3月、史跡「玉川上水」を適切に保存管理し、後世に承継していくための指針 として、史跡玉川上水保存管理計画(以下「保存管理計画」という。)を策定した。

保存管理計画では、保存管理の目標、基本的考え方、方針、方法等を定めるとともに、 多くの市民が玉川上水を理解し活用できるよう、整備活用についてもその方向性を以下の とおり定めている。

○ 保存のための整備の推進

土木施設・遺構、名勝「小金井(サクラ)」のヤマザクラ並木、現在も生きている水 路機能・分水機能等を、良好な状態で将来に承継していけるよう、整備を推進する。

○ 史跡と名勝の積極的な公開・活用の推進

玉川上水の歴史的価値を深めるため、人々の目に触れ、身近に感じられるよう、史跡と名勝の保存と調和した積極的な公開・活用を推進する。

○ 来訪者の便益等に資する改良の推進

多くの来訪者が、安全で快適に散策などが行えるよう、便益施設や管理施設等の整備を推進する。

○ 地域と連携した普及・啓発と多面的活用の推進

史跡と名勝の公開とともに、適切な情報の発信により多くの人々の利用を促すため、 地元自治体や関係機関と連携し、既存の歴史・文化的資源の活用等による普及・啓発 活動を推進する。

また、保存管理計画においては、今後の整備活用の進め方について、区間毎の特性やこれまでの整備経緯を踏まえ、優先度を明確にした整備を図ることとし、史跡の確実な保存のための整備として、特に中流部を中心とした法面・護岸崩壊への対策を掲げるとともに、効果的な普及・啓発のための整備活用(活用整備)を進めていくため、「名勝指定区間を中心とした地区」を重点整備地区と位置付け、10年間を目途とした整備活用計画の策定を図ることとしている。

保存管理計画策定後、東京都水道局では、保存管理の具現化及び整備活用計画の策定に向けて、玉川上水の現況について、素掘り開渠が残る中流部を中心として更に詳細な調査を行ったが、調査結果によると、史跡の価値の重要な要素である水路が、中流部全体にわたり多くの箇所において崩壊の危険性があることが明らかになった。

したがって、整備活用計画の策定に当たっては、保存管理計画策定時に想定していた重点整備地区の活用整備にとどまらず、中流部全体を対象とし、関係機関等が連携、協力して、国民の財産である史跡「玉川上水」を確実に保存するための具体的な整備施策を明示するとともに、保存とあわせた効果的な普及啓発を具体化する活用整備施策を明示する必要がある。

2 整備活用の前提条件

整備活用の目的は、玉川上水の保存や積極的な公開を図ることにより、史跡と名勝の価値と保存の必要性が正しく理解されるようにし、次世代へと適切に引き継いでいくことにあると考えられる。

また、玉川上水の保存は、保存管理計画に示されているとおり、開削当時の姿に戻すものではなく、現状維持を基本として土木施設・遺構や名勝のヤマザクラ並木を整備していくことが重要であり、あわせて眺望の確保など利用者の便宜を図り、玉川上水を都民に親しまれる緑の史跡空間として維持していくことが望まれる。

こうした考え方及び前記1の考え方を踏まえると、整備活用計画においては、あるべき玉川上水の姿を見据えつつも、緊急的・優先的に実施すべき施策の優先順位と整備水準を提示していくことが求められるため、次のような事項を前提条件として整備活用を進めていく必要がある。

<水量・水質>

○ 中流部の水量及び水質については、現状を維持するものとする。

<水路・法面>

○ 保存整備の考え方は、現状維持を基本として史跡として適切な保存を図るもの とし、その対象は中流部全体とする。

<樹木>

○ 緑の史跡空間として親しまれていることや樹木が環境や景観に貢献していることなどを考慮し、可能な限り、史跡の保全・サクラの保護と緑との調和を図る。

くその他>

○ 玉川上水を巡っては、長年にわたり地元団体等による多様な活動が行われていることから、これらの団体と関係者間との協働を図っていく。



図 1-1:玉川上水整備活用計画対象区間

Ⅱ 適切な保存整備のために

第1 水路・法面の保全について

1 水路・法面の現況

素掘りの開渠が残る玉川上水中流部は、オーバーハング状、直壁状の断面形状の法面が見られるとともに、法面・法肩に多くの樹木が生育している。

法面・護岸は、樹木の生育とともに、様々な要因による崩壊の危険性があり、近年の崩壊箇所、水路踏査による法面の崩壊危険箇所の調査結果、横断測量の実施結果と過年度調査との比較などにより現況を把握したところ、崩壊の危険性のある箇所(区間)については、原因ごとに次のA~Dのタイプに分類整理することができる。

Aタイプ 霜崩れ、法面・法肩の樹木による崩壊

このうち、表層土壌の大きな流亡等が見られるものをA-1、見られない ものをA-2タイプとする。

Bタイプ 乾燥剥離、法面・法肩の樹木による崩壊

このうち、表層土壌の剥離崩落跡等が見られるものをB-1、見られないものをB-2とする。

Cタイプ コンクリート護岸の老朽化

Dタイプ 周辺からの集中的な雨水の流入等による崩壊

これらのうち崩壊の危険性の高く、対策が求められる箇所としては、表層土壌の大きな流亡や剥離崩落、雨水流入による崩壊などが顕著に見られるA-1、B-1、Dの各タイプであると言える。

なお、これらは、それ以外の箇所との相対比較において、水路の深さ(法肩から水路 までの高低差)のある区間となっている。

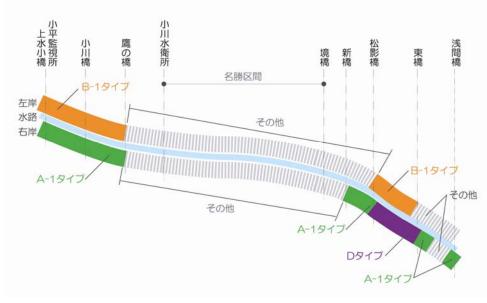


図 2-1:区間でみる崩壊のタイプ属性(模式図)

2 水路・法面の保全の考え方と具体的施策

(1) 保存整備の考え方

水路・法面の状況をみると、前記のとおり崩壊の危険性の高い箇所は、上流域及び下流域のうちA-1、B-1及びDタイプの区間であると言える。

しかしながら、これらの区間のすべてが、その状況も一律ではなく、また、同時に全区間を対象に整備を実施することは困難であると思われる。

したがって、効率的かつ効果的に施策を展開するためには、次のような考え方に基づき、優先順位の高い箇所をさらに絞り込んだ上で当面必要となる整備水準を見極めることが必要である。

- ① 水路・法面の崩壊を未然に防止し、良好な状態で保存するとともに、崩壊による 周辺地への影響を未然に防止する。
- ② 保存整備に当たっては、現状維持を基本とし、可能な限り遺構(素掘法面)の景観を損なわない方法で整備・保存する。
- ③ 可能な限り水路・法面の保全と緑との調和に配慮する。
- ④ 優先順位と整備水準とを明確にし、緊急度の高い箇所を抽出して段階的に保全を図っていく。

(2) 保存整備の進め方(優先順位)

効率的かつ効果的に施策を実施するためには、以下の視点を複合的に検討することにより、優先的に実施すべき箇所を絞り込んでいく必要がある。

① 法面の崩壊危険性の緊急度

崩壊の危険性が高い区間(A-1、B-1、Dの区間)のうち、以下の状況にある 箇所は、緊急の対策が必要であると考えられる。

- ア) オーバーハング状法面、直壁状法面の状態が特に悪い箇所
- イ) 雨水が集中して流入することにより法面の浸食の状況が特に悪い箇所

② 法面の崩壊による影響(周辺地の利用阻害)

玉川上水においては、法肩からフェンスまでの平坦面の幅、緑道・歩道の幅はさまざまであり、フェンスが法肩の際にある箇所も多い一方、フェンスの内側の平坦面が広い箇所もある。前者については、これ以上法面が崩壊すると、一般に公開されているフェンスの外側にまで崩壊の影響が及ぶ場合もありうると考えられる。

また、植生の状況によっては、ケヤキの巨木等が倒れることにより、緑道等の利用者や周辺の民地に影響を与えることも否定できないことから、以下の状況にある箇所を優先して整備することが必要である。

- a) 法肩からフェンスまでの距離がない、又は極めて近接している箇所
- b) 法肩の端部又は法面の上部に巨木が生育し、法面の崩壊とともに倒れた木が、 周辺地(反対側のフェンスの外側)の利用を阻害するおそれのある箇所

したがって、水路・法面の保全については、優先順位を以下のとおり設定し、実施 していくことが望ましい。

表 2-1:優先順位の設定

	要 件	優先順位 1	優先順位 2	優先順位 3	優先順位 4	優先順位 5
A-1, B-1又はDの区間		0	0	0	0	0
崩壊危険性の緊急度が高い		0	0	0	0	_
周辺の	法肩とフェンス が近接	0	0	_	ı	_
利用阻害	巨木が反対側に 倒れる恐れ	0	_	0	_	_

注) 〇 必要な要件に該当

- 必要な要件に該当しない

(3) 保存整備の施策 (整備水準)

① 樹木対策

玉川上水が身近な水辺の緑地帯として親しまれていることなどから、保存整備に当たっては、水路・法面の保全とともに緑の保全という視点もまた重要である。

しかしながら、ケヤキを中心とする樹林は今後も著しい成長が見込まれることから、 水路・法面の保全のため必要最小限の措置として、次のように対処することが必要で ある。

- ア) 法面の状態が特に悪く、法面の上部又は法肩の端部に生育する巨木であって、 法面の崩壊により倒れ、周辺地(反対側のフェンスの外側)の利用を阻害するお それのあるものは伐採する。
- イ) その他の樹木については、基本的には当面、剪定等の計画的な維持管理で対応 していく。

また、根の枯損が法面の空洞化など崩壊の原因となるのを避け、緑の史跡空間 としての景観を維持するためには、伐採後の樹木の萌芽更新を促すことが望ましい。

一方、新たな樹木が大径化する前に再度伐採することや、中低木の伐採、下草刈りなどにより、適正な植生管理を行うことも必要である。

② 法面保護工

ア施工範囲

法面の保護及び周辺地の利用阻害の防止に万全を期す必要がある箇所については、保護工を実施する必要がある。

当面、法肩からフェンスまでの距離が近接している優先順位1及び2の箇所が 対象として考えられる。

イ 工法

史跡である玉川上水における法面保護工法の選択に当たっては、以下の事項に 留意すべきである。

- 法面の安定性が適切に確保されること。
- 遺構(素掘法面)の景観を著しく損なわないこと。
- 周辺環境との調和がとれること。
- 経年劣化しにくいこと又は補修等の維持管理が容易に行えること。

これらを満たす連続繊維補強土工により、安定した法面を形成し、遺構(素掘 法面)の景観を可能な限り維持することが必要である。また、必要に応じ、表面 に植生工を実施することが望ましい。

なお、具体的な施工に当たっては、現場条件・経済性等を勘案し、他の工法も含めて総合的に判断すべき場合があることに留意するとともに、今後、新たに適用性の高い工法が開発された場合には、上記留意事項を踏まえながら、当該工法についても検討していくことが望ましい。

ウ素材

遺構の景観保全や周辺環境との調和を考慮し、極力、土などの自然のものを用いるべきである。

③ 雨水流入対策

周辺地から雨水が集中して流入するため崩壊の危険のある箇所については、樹木対策や法面保護工といった対策を講じるとともに、止水板等の設置及び雨水排水設備の整備により法面への影響を防止するべきである。

第2 名勝「小金井(サクラ)」の並木の保存について

1 並木の現況

名勝「小金井(サクラ)」は、武蔵野におけるサクラの名所として、地元住民や訪れる人々に親しまれている。しかし、近年、交通量の増加やケヤキ等の樹木の成長など周辺環境が大きく変化し、サクラの活力の低下が見受けられる。

枯死、欠損等は、名勝指定区間全体に渡って見られ、現在、生育密度が最も高いのは、 小金井橋~梶野橋である。

しかし、生育しているサクラでも、ケヤキ等の繁茂により、枝張りや日照に支障が生じているものが多く、樹勢の低下の原因になっていると考えられる。特に、左岸側や五日市街道に隣接する区間では、被圧されて樹形が片枝になるなど影響が顕著である。

また、平成7年度の東京都教育委員会「名勝小金井(サクラ)現況調査」以降、枯死、 伐採処理されたサクラが多い。特に欠損の状況が目立つ区間としては次の4箇所が挙げら れる。

- ①小川水衛所跡~喜平橋の右岸
- ②貫井橋~小金井橋の両岸
- ③梶野橋~上水新橋の左岸
- ④上水新橋~境橋の両岸

このように、名勝指定区間のサクラ並木の現状は一様ではなく、比較的良好な生育状況を保っている箇所と欠損が目立つ箇所とがある。

このうち、生育状況が比較的良好な箇所については、樹勢低下の原因を取り除くことにより保存が可能であるが、すでに欠損している箇所については、補植等により復活を図る必要があると考えられる。

2 並木保存の考え方と具体的施策

(1) 保存の考え方

サクラ並木を名勝として良好な状態で保存していくためには、効率的かつ効果的に施 策を展開する必要がある。

現在のサクラの生育状況は一様ではないことから、次のような考え方に基づき、モデル区間を設定するなど優先順位と当面実施すべき整備水準を定め、段階的に実施していくことが必要である。

- ① 名勝「小金井(サクラ)」の並木を良好な状態で保存(復活)する。
- ② 実施に当たっては、既存のサクラの樹勢の回復を図ることはもとより、サクラの 樹勢回復を妨げない範囲で緑との調和を図る。
- ③ 名勝指定区間が長距離にわたることなどを踏まえ、サクラの保護に当たっては、優先順位と整備水準とを明確にし、地元等との協働により実施していくことが望ましい。

(2) 保存の進め方(優先順位)

サクラ並木の生育状況が一律ではないことから、サクラの生育が比較的良好な箇所と サクラが欠損している箇所とのそれぞれに対し対策を講じる必要がある。

まず、サクラの生育が比較的良好であり、現在の利用状況や他の施設との連携の可能性等から名勝の復活を効果的に印象づけられる箇所をモデル区間として設定すべきである。 そして、先行して整備を実施することとし、その効果を検証しながら保存整備を実施していくことが必要である。

また、サクラが欠損している箇所については、地元との協働による補植が必要であることから、地元の要望等を踏まえ具体的な実施箇所を選定していくことが必要である。

(3)保存の施策(整備水準)

① サクラを被圧しているケヤキ等の樹木への対処

ケヤキ等の繁茂により、サクラの枝張りや日照に支障が生じていることが樹勢の低下の原因になっている。

したがって、サクラの樹勢を回復し、並木を復活するためには、サクラへの日照又はサクラの枝張りを阻害している樹木への対策が必要であり、当面、剪定又は伐採により対処するとともに、それらの樹木が再度成長してサクラを被圧する前に剪定又は伐採を行うべきである。

なお、ケヤキの生育がサクラに比べ速いことから、萌芽したケヤキが再度サクラを 被圧するまでの成長速度を抑えるため、伐採箇所(切株)近くにサクラの苗木を植え てケヤキを被圧してやるなど、植生管理の工夫を検討すべきである。

② ヤマザクラの補植

ア) 地元団体等の要望に合わせた補植場所の提供

連続したヤマザクラ並木を形成するため、サクラの欠損箇所には、関係者等との 協働により補植を行うことが望ましい。

そのためには、玉川上水用地における各施設管理者等(東京都水道局等)が地元 団体等の要望に合わせて補植適地を提供することが必要である。

イ)後継樹木育成のルール

i) 樹種(品種)

名勝「小金井(サクラ)」は、ヤマザクラ並木の景勝地として文化財に指定されていることを踏まえ、名勝指定区間に新たに植栽する樹種はヤマザクラを原則とする必要がある。

また、江戸時代に吉野(奈良県)や桜川(茨城県)から移植したことなどの小金井サクラの系譜や品種の多様性等が名勝指定理由になっていることなどを考慮し品種を選定することが望まれる。

ii)配置(場所)

新たに植栽するヤマザクラが、隣接する樹木との枝の交差により枝枯れしてしまうことを防ぐとともに、美しい樹姿を保ち、名勝としての景観を維持するため、適切な植栽間隔をとる必要がある。一般的には8~10m程度の間隔をとることが望ましいとされている。

また、名勝「小金井(サクラ)」の並木の配置についての考え方としては、次の 理由により、サクラの位置そのものよりも並木の保存を優先すべきである。

- ① ヤマザクラ並木は、何度も補植され今日に至っており、過去のサクラの配置についての詳細は明らかではないが、樹勢の低下したサクラを残す、あるいはサクラなどバラ科植物に見られる「いや地」現象を避けるなどのため、必ずしも同じ場所には植えていないと考えられること。
- ② サクラ並木の名勝指定理由が、玉川上水に沿って多様な品種のサクラが植えられている景観にあり、特定の位置にサクラが生育していることによるものではないこと。
- ③ 現在、車道に近接して生育しているサクラは、剪定等を頻繁に行う必要があり、また場所によっては、利用者の踏圧の影響等により、樹勢低下を招いているとも考えられること。

したがって、新たに植栽をする場合は、現在のフェンスの内側など、車道からできるだけ離した場所に植栽することが望ましい。具体的な植栽場所の選定にあたっては、水路・法面への影響、利用者の通行等に十分配慮する必要がある。

iii) 植栽時期

サクラの植栽は落葉期に行うのが通例であるが、落葉期であっても、厳寒期や新芽が開いたばかりの頃は活着が悪いことから、できるだけこの時期を避けるべきである。一般的にはヤマザクラの場合、11 月中旬~12 月上旬、2 月中旬~3 月中旬が適切であるとされている。

iv)日照条件

サクラは陽樹であり、日照を好むため、日照条件の良い場所に植栽することが 望ましい。

したがって、補植の条件から補植適地とされるにも関わらず、他の樹木がサクラへの日照を阻害する場合には、補植に先立ち、当該樹木を剪定又は伐採する等の取組を行うことにより、日照条件を改善することが必要である。

(4)モデル区間の設定

サクラの生育が比較的良好で、現在の利用状況や他の施設との連携の可能性等から名勝の復活を効果的に印象づけられる箇所をモデル区間として設定し、先行して整備を実施する必要がある。

モデル区間においては、並木としての連続性を十分に確保するとともに、史跡玉川上水と名勝「小金井(サクラ)」を多くの都民等に親しんでもらうため、サクラの保存整備 実施と合わせて、次のような活用整備施策を実施することが効果的であると考えられる。

- 当該区間における橋梁や緑道からの眺望の確保
- 〇 説明板の設置
- 〇 散策ルートの設定・紹介

(隣接する大規模公園として都民等に親しまれており、サクラの名所でもある小金井 公園や玉川上水に関する資料が常設展示されている小金井市文化財センターなどとの 回遊性を考慮)

このような観点から、モデル区間を、小金井公園正門前の上・下流に隣接する新小金井橋から関野橋までの区間約640メートルに設定することが適当であると考えられる。ただし、単年度に約640メートルを整備するのではなく、まず約150メートル程度について実験的な整備を試み、サクラを取り巻く状況の改善や景観への影響を確認しながら整備していくことが望ましい。

なお、初年度に行う実験的な整備の実施箇所は、地元の意見も踏まえながら実際に整備をして確認を行うという趣旨を考慮し、これまでの維持管理によるケヤキ等の樹木の繁茂の状況などから、小金井公園正門前と関野橋との中間地点の約150メートル程度とすることが適当であると考えられる。

また、モデル区間の整備にあたっては、より効果的なものとするため、将来の補植を 視野に入れ、次の3つの観点を踏まえながら、フェンスの移設も含め検討することが望 ましい。

- 法面崩壊等に対する安全確保
- 協働による補植や維持管理作業に当たっての転落防止
- サクラと一体となった景観としての水路の眺望の確保

Ⅲ 有効な活用整備のために

1 活用整備の考え方

効果的な普及・啓発のための活用整備の取組は、利用者の便宜を図り、玉川上水をこれまで以上に都民に親しまれる水と緑の空間としていく上で、極めて重要であり、次のような考え方で推進する必要がある。

① 保存整備が一定程度完了した段階から、並行して活用整備を図る

水路・法面及び名勝「小金井(サクラ)」の並木については、保存整備を実施すべき箇所が長距離、多数にわたるため、整備が完了するまでには、長期間を要する。

したがって、活用整備については、保存整備が全て完了した後に実施するのではなく、ある程度の保存整備がなされた段階で、有効と思われる施策について、可能なところから並行的に実施すべきである。

② 保存整備と連動した効果的な活用整備を図る

水路・法面の保全、名勝「小金井(サクラ)」の並木の保存施策等の進展に伴い、整備が終了した箇所を中心に、より多くの人々が来訪するようになることが想定される。

また、史跡玉川上水や、名勝についての理解を多くの人に広め、深めてもらうためには、保存整備を実施した箇所について、積極的な公開を図ることが効果的と考えられる。

このため、保存整備と連動した活用整備の展開を図るべきである。

③ 段階的に活用整備を進める

史跡・名勝の歴史的価値についての理解を広め、深めるための積極的公開を行うためには、フェンスの内側の整備とともに、フェンスの外側にかかる便益施設・管理施設の整備等が有益である。

したがって、それらの施設については、設置者・管理者が多岐に渡ることを踏まえ、関係者が連携し調整を図りながら、段階的に整備を進めることが望ましい。

2 活用整備の進め方

保存管理計画においては、「想定される有効な施策」として多種多様な施策を掲げているが、 これらの施策は、既に一定のレベルで実施されているもの、あるいは、保存整備と合わせて実施 することが望まれるものなど、さまざまである。

したがって、以下に示すようなテーマを設けて順次展開していくことが必要である。

テーマ1 玉川上水を見せる

○ 橋梁や緑道からの眺望の確保

テーマ2 玉川上水への理解を深める

- 説明板の設置
- PR活動の強化

テーマ3 より多くの人が、安全・快適に利用し、親しむことができるための整備を 行う

- 管理施設 (フェンス) のデザインの規格化
- 便益施設の設置
- 散策路の拡充

また、本計画を実効あるものとしていくためには、関係機関と地元団体とが意見交換する場を設けたり、相互に連携し施策を展開していくためにも、体制整備を行うことが重要である。

3 活用整備の具体的施策

史跡と名勝の価値を普及・啓発するための具体的施策については、眺望の確保など現地における作業や工事を伴うもの(ハード面)と、適切な情報発信などPR活動の強化として実施するもの(ソフト面)がある。

また、実施段階で配慮すべき視点として、環境に配慮した取組を推進する必要がある。

(1) 現地の施設等の改善(ハード面)

玉川上水を積極的に見せ、理解してもらうための現地等の改善策として、次の施策を 優先的に実施すべきである。

なお、散策路の拡充などの整備が可能な箇所があれば、モデル整備としてこれらの施 策を合せて一体的に行うことが望ましい。

① 橋梁や緑道からの眺望の確保

玉川上水の整備活用に当たっては、都民に親しまれる水と緑の空間として維持していくことが重要であるが、現状では中低木の繁茂により、水路を望むことができない箇所が多い。このような状況を解決し、玉川上水を見せ、その歴史的価値とその保存への理解を深めていく必要がある。

ア) 橋梁からの眺望の確保

特に利用の多い橋であるにもかかわらず、現在眺望が損なわれている箇所は、都 民などが日常生活の中で水路を眺めることにより、玉川上水に触れ、親しむことが できるよう、下図の橋梁から優先的に中低木等の剪定や伐採を実施すべきである。

イ) 緑道からの眺望の確保

緑道の利用者にとっては、中低木や下草が水路の眺望の妨げとなっていることから、眺望が可能な箇所は順次伐採・除草を実施していくべきである。

ただし、植栽され景観に取り込まれているアジサイやツツジなどのほか、シュロ、アオキ、ヤツデ、ササなど、さまざまな種類があり、眺望の確保に当たっては一律に伐採等を行うのではなく、景観、樹種等に配慮して行うことが望ましい。

② 説明板の設置

さまざまな整備活用施策の実施により、多くの人々が玉川上水に集まることが期待されるが、玉川上水の来訪者に、史跡として指定され、また江戸・東京の水道事業に重要な役割を果たしてきた水道施設としての歴史的価値への理解を深めてもらうためには、現地に説明板を設置することにより、普及啓発を図ることが効果的である。

説明板を設置するに当たっては、設置場所及び記載事項として、次のようなことが考えられる。

ア)設置場所

- i) 多くの来訪者の目に触れる場所
 - ・現在の利用状況が多い場所(小金井橋、萬助橋など)
 - ・他の施設との連携を図るなどにより、なお一層多くの人が集まると想定される場所(同上)など
- ii)整備活用の取組を効果的に伝達できる場所
 - ・サクラ並木保存整備のモデル区間(小金井公園正門前など)
 - ・法面の保全等の整備を優先的に実施する箇所(上水小橋、井の頭橋など)
 - ・ 散策路拡充の実施場所

イ)記載内容

- i) 玉川上水が江戸・東京の水道事業に果たしてきた役割
- ii) 玉川上水の建設等の経緯、土木遺構としての価値等(史跡指定理由)
- iii) 史跡指定の経過等
- iv) その他(整備活用施策の内容等)

上記は東京都水道局の説明板をイメージしたものであるが、他の機関が設置する説明板等についても、これらを参考にすることが望ましい。

③ 管理施設(フェンス)のデザインの規格化

玉川上水用地のうちフェンスの内側は東京都水道局の管理となるが、フェンスの外側は道路や緑道として東京都建設局や地元自治体が管理しているため、施設管理者の違いによりフェンスの種類が異なっている。

こうしたデザインの違いは、それぞれの管理者が独自に整備を行ってきたことに由来するものであり、既存のフェンスが玉川上水の維持管理や整備活用に一定の役割を果たしてきていることは評価されるべきであるが、ひとつの文化財としてのまとまりという観点から統一性に欠けるということも否定できない面もある。

したがって、より多くの人が安全・快適に利用することができる機会と場を提供するため、今後、フェンスの整備を行うに当たっては、その果たすべき役割や必要とされる機能に留意しながら、史跡玉川上水というひとつの文化財としてのまとまりを創出するようなデザイン(形態、素材、色彩等)の規格化を図っていくべきである。

ただし、フェンスの外側の土地の利用状況 (周辺環境) 等はさまざまであり、それ ぞれフェンスが果たすべき役割や求められるデザインが異なることから、中流部全体 を単一の規格に統一することよりも利用状況 (景観との調和) 等を考慮した上で規格 化を行うことが効果的であると考えられる。

規格化に当たっては、フェンスの機能や景観との調和に加え、保安施設としての強度・耐久性、部材・製品の調達の容易さ(汎用性)をも考慮すべきである。

ア) フェンスの規格~一般的留意事項

- i) 形態 存在を強調しすぎないシンプルなデザイン
- ii)素材 保安施設としての耐久性を維持できるもの 可能な限り自然素材の活用を検討すべき
- iii) 色彩 存在を強調しすぎない明度・彩度の低いもの
- iv) 景観との調和

フェンスの外側の利用状況や玉川上水周辺地の状況に応じて、景観 と調和するもの

イ) 外側の利用状況に応じたフェンスの規格

表 3-1: フェンスの規格

利用状況	特性	デザイン	規格	適用区間
道路 (車道・ 歩道)	○サクラ並木に親しむ場(名勝指定区間)○生活道路・幹線道路○散策路として貴重な緑に親しむ場	○サクラ並木や 街並みと調和○景観に溶け込み目立ちすぎないデザイン	【素材】 ○メッシュ (格子が細く目立 たないもの) 【色】 ○黒色等明度・彩度 の低いもの	名勝指定区間 下流域 (一部)
緑道	○武蔵野の面影を残す樹林帯を形成○散策路として貴重な緑に親しむ場	○天然木の風合 いまたは樹木調 の仕上げ	【素材】 ○木製 ○コンクリート等 【色】 ○樹木調の色	上流域 下流域 (一部)

ウ)フェンスの高さについて

フェンスの高さについては、ある程度低く抑えた方が玉川上水に親しむのに資することになるが、利用者の水路・法肩等への立ち入りを制限するとともに、場所によっては水路・法面への転落を防止することも必要である。

一般にフェンスの高さの基準とされるものを示すと次のとおりとなる。

立ち入り防止柵:50~80cm

(出典:(社)日本公園施設業協会「公園施設設計施工基準」)

· 転 落 防 止 柵:110cm

(出典:国土交通省都市・地域整備局公園緑地課監修「造園施工管理 技術編」)

また、それぞれの機能のフェンスを設置する箇所については、一般に次のとおりと されている(前掲「公園施設設計施工基準」)。

- ・立ち入り防止柵:特定の場所への立ち入りを禁止したいとき、また特別の機能が営まれるためその場所の周囲を仕切るなど、警戒標識的な策を必要とするとき
- ・転落防止柵:転落等により、人体に危険が予測される場合

したがって、玉川上水におけるフェンスの高さは、次のものを標準とすることが適当であると考えられる。

- オーバーハング状または直壁状法面の箇所:転落防止柵(高さ110cm)
- 傾斜状法面等:立ち入り防止柵(高さ50~80 c m)

エ) 関係者間の調整による規格の変更

利用状況(緑道・道路等)が短期間に変化する場合、通学路沿いであるなど特段の配慮を要する場合、街並みとの調和を図る必要がある場合など、別途デザインや規格を検討すべき場合には、関係者間で調整しデザインを確定していくことが望ましい。

4 便益施設

保存管理計画において、整備すべき便益施設として例示されたものには、トイレ、ベンチがあるが、そのうちトイレについては、沿線の公共施設や公園等に適宜設置されている状況にある(玉川上水の延長で1,800m以下の間隔で分布)。

一方、玉川上水用地内に設置されているベンチはやや偏在している状況にあることから、当面の施策としては、ベンチの設置を、現在の設置状況や緑道・歩道の幅員、通行量等を勘案しながら、施設管理者や地元自治体等との協働により取り組む必要がある。

表 3-2: 仕様例

主	形態	横長のベンチ	
主な仕様	素材	脚部:石材等 座面:木材	
様	色彩	木材、石材の色彩	
留意事項	・過度な規模、過剰な装飾とならない形態とする。 ・利用に支障を及ぼさない形態とする。	○脚部と座面のみのシンプルな形態。○散策路等、限られた幅員の場所に設置しても、来訪者の通行に大きな支障を与えない。	
	素 ・可能な限り自然素材を活用する。 材 ・耐久性を確保する。	○自然素材である木材と石材を使用。○脚部は石材であり、耐久性を確保できる。	
	・自然素材そのものが持つ色彩、または明度・彩度の低い色彩とする。	○木材、石材の色彩。	

⑤ 周辺資源と結びついた散策ルートの設定

玉川上水沿線には、都や地元自治体による文化施設(公園や資料館等)が多数点在 しているとともに、集客性の高い民間の美術館等も存在している。

したがって、なお一層玉川上水を見て理解してもらうため、このような周辺施設を来訪の契機となる資源として捉え、当該施設等の関係機関と協議の上、玉川上水とこれらの資源を結びつけた散策ルートなどを設定することにより、互いに誘導するような仕組みづくりに取り組む必要がある。

⑥ 散策路の充実

活用整備の進め方において、ひとつのテーマとして「より多くの人が安全・快適に利用し、親しむことができるための施設の整備を行う」ことを掲げたが、例えば、散策路については、中流部においてもさまざまな事情で確保されていない区間があり、散策の途中で一時的に道路を歩く、又は横断せざるをえないことから、安全性・快適性を損なうものとなっている。

そこで、玉川上水用地などで活用の余地のある箇所があれば、フェンスの移設、路 盤整備等を行うことにより、散策路の拡充を図ることが望ましい。その際には、維持 管理上支障がないこと、利用者の通行の安全が確保されることが必要である。

また、現状は散策路の幅や法肩からフェンスまでの平坦面の幅がまちまちとなっている。そのため、玉川上水の積極的な公開・活用を図りその歴史的価値と保存への理解を深めるためには、フェンスから水路までの距離が、玉川上水が人々の目に触れ、身近に感じられるものとする上での支障となることも考えられる。

したがって、将来的には、所有者である東京都水道局や各施設管理者などが協議の上、フェンスを法肩側に移設しても水路・法面の保全に支障がないことを前提として、 玉川上水を見せること、あるいは玉川上水への理解を深めることに資する場合には、 既設の散策路を拡幅することも検討すべきである。

たとえば、現在活用の余地があり、具体的に整備可能な箇所としては、小川水衛所跡と境水衛所跡とが想定されるが、他に適当な箇所があれば順次整備していくことが望ましい。

なお、名勝指定区間以外の区間については、ほぼ全線に渡りフェンスの位置が史跡 指定範囲の境界となっていることから、フェンスを移設する場合には境界標を設置す る必要があることに留意すべきである。

(2) PR活動の強化(ソフト面)

玉川上水の普及・啓発と多面的活用を推進するための施策として、PR活動を強化していくことが必要であり、以下の施策について具体化を図る必要がある。

① 情報の収集と公開

玉川上水に関する情報は、既に東京都水道局をはじめ、都の各局や地元自治体、地元団体等のホームページやパンフレット、民間の出版物など多種多様なものが存在する。

しかしながら、これらの情報はそれぞれの目的でつくられ、独自に公開や配布・出版されているため、情報も分散しているのが現状である。

そこで、次のような方策により、関係機関が連携して情報の収集と公開に努めていくことが望ましい。

ア)既存の局施設の活用による普及・啓発

東京都水道局においては、PR施設である水道歴史館(文京区本郷二丁目7番1号)において玉川上水など江戸・東京の水道事業の歴史に関する文献等の収集や展示公開等を行っており、引き続きこれらの情報の充実を図っていくべきである。

イ) 近隣公立施設(公園、資料館等) との連携

玉川上水沿線には、都や地元自治体による文化施設(公園や資料館等)が多数点在していることから、東京都水道局のPR施設等とこれらの施設とが連携を図り、 玉川上水に関する文献等の収集や展示公開等を行っていくことが望ましい。

ウ) パンフレット配布先の拡大

玉川上水に関するパンフレットとしては、現在、東京都水道局の「玉川上水」、東京都環境局の「清流の復活」などや地元自治体が発行しているものがある。

しかしながら、これらのパンフレット等は、発行主体ごとに独自に配布されていることから、一般の利用者にとって必ずしも容易に入手できるものとはなっていないのが現状である。

したがって、利用者がさまざまな資料を通じ玉川上水を理解し親しむことができるように、上記の水道歴史館や公立の文化施設等が相互に連携しパンフレット等の配布先の拡大を図るべきである。

エ)ホームページ等を活用した情報の公開

東京都水道局や関係各局、地元自治体のホームページには、現在でも玉川上水に関する歴史や現状に関する情報が写真や地図なども含め掲載されており、これらを合わせ見ると、玉川上水に対する理解を深め、あるいは散策をするに当たって有益な情報が多数含まれている。しかしながら、これらがそれぞれに独立して運営され公開されていることから、必ずしも求める情報を容易に入手し活用できる状況にはない。

したがって、東京都水道局のホームページの充実を図り、情報サイト (ポータルサイト) を設置することにより、情報の提供と随時更新を行っていくことが必要である。

その際に掲載すべき情報として、次のようなものが考えられる。

- i) 既存のパンフレット、資料、マップ等の紹介
- ii) 地元自治体や関係団体のホームページとのリンク
- iii) イベントの開催に関する情報提供・発信
- iv) 散策ルート等の設定、紹介

② 便益施設の案内

中流部における便益施設は各施設管理者、周辺の公共施設・公園の管理者等によりすでに一定の整備が行われている現状にある。

しかしながら、トイレについては、玉川上水用地内に設置されているものが少なく、 玉川上水の利用者に設置場所の情報が十分に伝わっていないため、利用者の不安や不 満の原因となっていることが考えられる。

そこで、利用者に対し、玉川上水用地外のトイレの設置場所を散策中又は事前にわかりやすく案内することが有益である。

案内方法としては、現地の案内板なども考えられるが、用地外のトイレであっても 道路をはさんだ向かい側の公園等にあるなど、散策路から見える場所にあるものも多 い。

したがって、まず当面の措置としては、玉川上水を利用しようとする者が安心して 散策に訪れることができるよう、事前の案内の充実を図るため、東京都水道局のホームページなどに案内図を掲載したり、トイレの場所が明示してある地図など散策に便 利な出版物を紹介することなどが考えられる。

(3)環境に配慮した活用整備の推進

今後、玉川上水の整備活用を進めていくに当たっては、法面の保全、ヤマザクラ並木の保存などの観点から、ケヤキなど既存樹木の伐採を行っていくことになる。

しかしながら、玉川上水は緑の史跡空間として都民等に親しまれており、これまでの維持管理作業における樹木伐採においても沿線住民をはじめとするさまざまな声が寄せられている現状にある。

また今日、地球温暖化など世界的に環境問題への対応が重視される中で、都としても環境負荷の低減などに積極的に取り組んでいる。

したがって、活用整備の実施に当たっても、できる限り環境に配慮した取組を推進していくことが望ましい。

具体的な例としては、次のような方策が考えられる。

① 玉川上水沿いの伐採木(ケヤキ等)の有効利用

伐採したケヤキ等の樹木を単に廃棄するのではなく、便益施設等の整備に当たって 可能な限り有効に活用していくことが望ましい。

例えば、ベンチ (屋根付きのものを含む)、説明板などに使用することが考えられる。 ただし、利用できる樹木は全体の一部であると考えられることから、これ以外にも、 市場の動向などを見極めながら材木やチップなどとしての利用も視野に入れるべきで ある。

② 植生管理における環境対策

玉川上水中流部には、ヤマザクラの樹勢の低下や枯損防止への対策が求められる一方で、さまざまな植生が繁茂している状況があり、都民等に親しまれる緑の史跡空間として維持していくためには、環境に十分配慮して適切な植生管理を行う必要がある。 植生管理に当たっては、サクラの保存も含め地元団体等と協働していくことが望まれる。

終わりに

本委員会では、昨年2月以降5回にわたり、史跡「玉川上水」と名勝「小金井(サクラ)」 の将来のあり方について検討を加えてきた。

この過程で、玉川上水がいかに多くの方々から関心を持たれ、親しまれているかを痛切に 実感することにもなった半面、様々な課題が浮き彫りになった。各委員に与えられた折角の 機会でもあるので、各分野の専門家の知恵を結集し、検討を行うべく努めてきたところであ る。

ここに、その検討結果をまとめ、江戸時代からの貴重な土木遺構である玉川上水の整備活用について提言することができ、重責を果たせたものと考えている。

願わくは、この提言の趣旨を尊重し、関係者間で十分な連携を図り、350年余の長い歴史を持ち、人々に親しまれている玉川上水を、将来に向けて適切な状態で維持するとともに、 周辺の環境をも併せて守るよう努めていただきたいと思っている。

史跡「玉川上水」が、水と緑の空間として、人々の目に触れ、身近に感じられるものとして、次世代へと適切に保存され、継承されることを願ってやまない。

最後に、本委員会の運営に当たり、側面からご尽力いただいた事務局と、文化庁をはじめ とする関係機関や関係者の方々に感謝申し上げる。

玉川上水整備活用計画策定に関する委員会

会 長 篠原 修

委員 亀山 章

委 員 佐藤 信

委員 宮村 忠

委員 御園 良彦